

高原町光ファイバ整備事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年9月9日

高原町長 高妻 経信

1. 事業の概要

事業名 高原町光ファイバ整備事業

事業内容 高原町全域において、高速かつ大容量無線の前提となる光ファイバによる伝送路設備等の整備を整備する。

事業期間 高原町光ファイバ整備事業補助金の交付決定日から令和4年3月31日まで

実施場所 高原町全域（別紙1「事業実施場所概略図」）

2. 補助金交付上限額

補助金交付の上限額は、令和2年度高原町一般会計補正予算（第9号）に計上した高原町光ファイバ整備事業補助金「140,000千円」とする。

3. 参加資格

1の事業に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件に該当する者とする。

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者であること。
- ② 安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる、高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。
- ③ 宮崎県内において、現に光ファイバを利用したブロードバンドサービスを提供している者であること。
- ④ 本事業の実施にあたり、国事業を活用する事業者であること。
- ⑤ 本事業において別紙2「要求水準書」を満たす事業者であること。
- ⑥ 本プロポーザルの提案書等の提出期限時点で、高原町入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第2項各号のいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

- ⑧ 高原町から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市町税等を完納していること。
- ⑩ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑪ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4. 選考方法

- (1) 3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による提案書等の評価を行い、その内容を高原町光ファイバ整備事業における事業者選定プロポーザル審査委員会において審査し、事業者の選定を行う。

5. 実施要項等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

高原町役場 総合政策課 地域政策係

電話：0984-42-2115

メール：sougou@town.takaharu.lg.jp

- (2) スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公示日	令和2年9月9日（水）
参加申込書等提出期限	令和2年9月18日（金）
質問提出期限	令和2年9月16日（水）
質問書に対する回答	令和2年9月18日（金）
提出書類の受付期間	令和2年9月9日（水）～令和2年9月25日（金） （土日祝日を除く）
提案書審査・ヒアリング	令和2年10月2日（金）
審査結果通知の送付	令和2年10月上旬

(3) 実施要項等の交付

実施要項等の資料の交付期間は、令和2年9月9日(水)からとし、交付方法は、町ホームページからのダウンロードとする。

(4) 実施要項等に対する質問期限及び回答

① 質問方法

質問書(様式第5号)を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。

② 質問期限

令和2年9月16日(水)15時00分までに必着

③ 回答方法

令和2年9月18日(金)までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、必要に応じて町ホームページに掲載する。

(5) 参加申込の手続き

① 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)	1部
イ 参加資格調書(様式第2号)	1部
ウ 業務実績調書(様式第3号)	1部
エ 委任状(様式第4号)	1部

② 提出場所 上記5(1)に同じ。

③ 提出方法及び期限

ア. 提出方法

持参又は郵送による。なお、受取日時及び配達完了が証明できる方法による。

イ. 提出期限

令和2年9月18日(金)17時00分まで

(6) 提案書等の提出

① 提案書等種類及び提出部数

ア 企画提案書(「企画提案書様式集」を参考に作成) 正本1部 副本8部

イ 見積金額(様式第11号) 1部

ウ 総事業費に関する調書(様式第12号) 1部

なお、紙媒体のほか、電子データ(企画提案書のみ)を格納したDVD-Rを1枚提出すること。

② 提出期限

令和2年9月25日(金)15時00分まで

③ 提出方法

電話にて上記5(1)に記載する担当窓口へ連絡したうえで持参すること。

④ 提出先

上記5(1)に同じ。

(7) 審査結果通知

本プロポーザルに参加した全ての者に対し、審査結果を通知する。

(8) 失格となる場合

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

6. その他

詳細は、実施要項によるため、参加希望者は必ず確認すること。